平成２６年（フ）第４３号
熊本県下益城郡美里町石野1266番地
債務者　霍田眞奈美
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２２４号
神奈川県横須賀市平作８丁目13番３―105号
債務者　渡邉　正男
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２３０号
神奈川県横須賀市太田和１丁目16番１―201号
債務者　長谷川保子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１１号
神奈川県横須賀市長井３丁目12番77号　富沢アパート
債務者　新村　裕太
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１７号
神奈川県横須賀市池上４丁目１番１号池上温泉ビル301
債務者　藁科須美代
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２４２９号
名古屋市名東区つつじが丘201番地　市営猪子石荘13棟101号、従前の住所名古屋市千種区宮根台２丁目８番16号　サンハイツ宮根台Ｃ―201号
債務者　近藤　修身
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８号
名古屋市中川区十一番町７丁目２番地の１
県営十一番町住宅１棟103号
債務者　泉澤　圭吾
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３６号
名古屋市守山区緑ヶ丘1001番地　小幡北山宿舎Ｇ棟204号
債務者　武田　佳子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４６号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘２棟110号
債務者　ショウシダ塗装こと　障子田　勉
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２４６号
名古屋市守山区大字下志段味字濁り池1709番地の３
債務者　長塚　　誠
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２１６号
名古屋市中村区北畑町４丁目14番地の１
債務者　佐藤　靖史
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４号
北海道広尾郡広尾町本通９丁目１番地
債務者　岸田美紀子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
北海道帯広市柏林台中町１丁目３番地２　道営柏林台中央団地Ａ棟508号
債務者　笠原　竜助
1　決定年月日時　平成26年２月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第６２８号
静岡県浜松市南区東町418番地の11、前住所静岡県浜松市中区龍禅寺町357番地の11　浜松ダイカンプラザ1308
債務者　長野美由紀
1　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６３５号
川崎市川崎区四谷上町６番10号
債務者　上野　哲夫
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第９５０号
東京都江戸川区東小岩３丁目23―14
債務者　加藤いづみ（旧姓浅倉）
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部